

## 1 事業名

所沢市下水道条例の一部改正

## 2 事業の概要

下水道排水設備の新設等を行う下水道排水設備指定工事店の指定申請等について、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

- (1) 下水道排水設備指定工事店の指定に係る申請書類等の見直し
- (2) 下水道排水設備工事責任技術者の専属規定の見直し
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者の登録に係る添付書類の見直し
- (4) 下水道法施行令の一部改正に伴う所要の改正

## 3 他自治体の類似する政策等

国によるアナログ規制の見直しを踏まえたものであり、他の自治体においても、必要に応じて同様の改正が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

下水道法、下水道法施行令

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第95号 所沢市下水道条例の一部を改正する条例

(指定の申請)

第9条の2 略

- 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる責任技術者の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 個人にあつては、住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し及び履歴書
  - (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び代表者に関する前号に定める書類
  - (4) 略
  - (5) 選任することとなる責任技術者との雇用関係を証する書類
  - (6) 選任することとなる責任技術者に係る下水道排水設備工事責任技術者証（登録を受けている市町村等の長又は公営企業管理者が交付したもの。以下「責任技術者証」という。）の写し
  - (7) 略

(指定の基準)

第9条の3 管理者は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号

(指定の申請)

第9条の2 略

- 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 個人にあつては、住民票の写し及び履歴書
  - (3) 法人にあつては、定款の写し、登記事項証明書及び代表者に関する前号に定める書類
  - (4) 略
  - (5) 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類
  - (6) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（登録を受けている市町村等の長又は公営企業管理者が交付したもの。以下「責任技術者証」という。）の写し
  - (7) 略

(指定の基準)

第9条の3 管理者は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号

のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。

(2)～(4) 略

2 略

(責任技術者)

第9条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、埼玉県内の他の営業所において兼任することを妨げない。

2・3 略

(責任技術者の登録の申請)

第9条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

(2)～(6) 略

第10条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道（雨水流域下水道を除く。））からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 略

のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、責任技術者が1名以上専属している者であること。

(2)～(4) 略

2 略

(責任技術者)

第9条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 略

4 責任技術者は、複数の営業所に専属することができない。

(責任技術者の登録の申請)

第9条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2)～(6) 略

第10条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道（雨水流域下水道を除く。））からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 略